

# シリーズ企画

## オリンピックと屋内全面禁煙法・条例(その42)

- 健康増進法改正案、国会へ
- 受動喫煙防止は地方自治体から

北九州市医師会広報委員会委員  
産業医科大学産業生態科学研究所 大和 浩  
健康開発科学研究所 教授

### ・飲食店舗の全面禁煙へ期待

昨年3月、塩崎恭久前厚生労働大臣が上程を試みた改正案から後退した形ではありますが、**図1**の内容で今開かれている第196国会に提出されるようです。ネット上では、「面積や資本金で区切る根拠は?」「例外が55%もあったのでは例外とは言わない」「受動喫煙防止は新規店も既存店も必要」「加熱式タバコ専用室に立ち入らねばならない従業員の健康が心配」「2019年のラグビーW杯に間に合わない」などいろいろな書き込みがありますが、自由民主党たばこ議員連盟の強力なブロックがある現状では最大限の改正案だと思います。しかし、この改正案が施行されれば新規店は全面禁煙か、飲食のできない喫煙専用室の設置を選ばねばなりません。保健所はきっと新規店の指導時に従業員の健康を守るために全面禁煙を推奨するでしょうし、世の中の流れを見ている常識的なオーナーは客席を減らしてまで喫煙専用室を作らないことが期待されます。一方、喫煙できる店舗は入口に「喫煙できる旨の表示」をすることになり、国民の8割を占める非喫煙者はそのような店舗を敬遠するでしょう。飲食店のターンオーバーはもともと早いですし、喫煙店の客離れが進めば、結果とし



図1. 3月2日付 日本経済新聞ネット版

て、100%ではないにしても飲食店の禁煙化は加速します。そうなるように、私たちは今から全面禁煙のレストランだけを利用するようにしていきましょう。

### ・福岡市役所、秋田県庁は屋内禁煙

2月1日、福岡市役所の隔階にあった喫煙コーナーが廃止され、屋外3と屋上2の喫煙コーナー、屋外喫煙室1になりました。屋外に移動した喫煙コーナーが出入口や一般舗道のすぐ横であったり、隣のビルに面していたりして受動喫煙防止の観点からは問題がありますが、屋内のカーテンを吊しただけの喫煙コーナーが廃止されたことは一歩前進です（図2）。また、勤務時間中の喫煙が禁止されたことは大きな前進です。私が視察に行ったのは午前9時過ぎでしたが、勤務時間中でしたから喫煙所に職員は誰もいませんでした。案内をしてくれた係の人は喫煙者だったので案内して貰いながら、吸う人の生の声を聞くことが出来ました。「仕方ないです」「ルールは守られています」と混乱はないそうです。新聞報道のとおり「ヘビースモーカーだったあの〇〇さんが禁煙したらしいよ、という話が喫煙コーナーでよく聞かれます」と吸いにくい環境になったことによる禁煙効果も確認できました。

さらに、秋田県庁でも敷地内禁煙、出張中でも勤務時間は喫煙禁止という措置が10月からとられます（図3）。喫煙から戻ってきた人のタバコ臭（三次喫煙）に対する非喫煙者の不快感、また、タバコ離席に対する同僚の不満をアンケートで拾い上げたことが大きかったようです。このような動きが全国の自治体に広まっていけば、何年後かには健康増進法が再び改正されて、世界標準であるすべての屋内施設は全面禁煙、という法律が成立するでしょう。すべての医師が国民の健康を守るためにこの活動を応援していきましょう。



図2. 福岡市役所の禁煙化を伝える記事(2月1日付、朝日新聞デジタル)



図3. 秋田県庁舎の禁煙を伝える記事(2月24日付、毎日新聞ネット版)＝モザイクは広告